

農業

技能実習生 安全衛生対策 マニュアル

農業職種



外国人技能実習機構

目次

1 技能実習制度の概要

1 外国人入国者数の推移	1
2 「技能実習 2 号」への移行者数	2
3 技能実習制度の仕組み	3
4 技能実習 2 号 移行対象職種（80職種142作業）	4
5 監理団体の許可	6
6 在留カード	7

2 労働災害事例

8

3 安全衛生の基本

12

4 安全衛生活動の実践

20

5 農業機械の安全確保

24

6 農具・脚立・はしごの安全確保

32

7 畜舎内の安全衛生管理

34

8 農薬の安全な取扱

35

9 熱中症予防対策

36

10 腰痛予防対策

38

11 虫刺され予防対策

39

12 酸素欠乏症等予防対策

41

13 技能実習生とのコミュニケーションの重要性

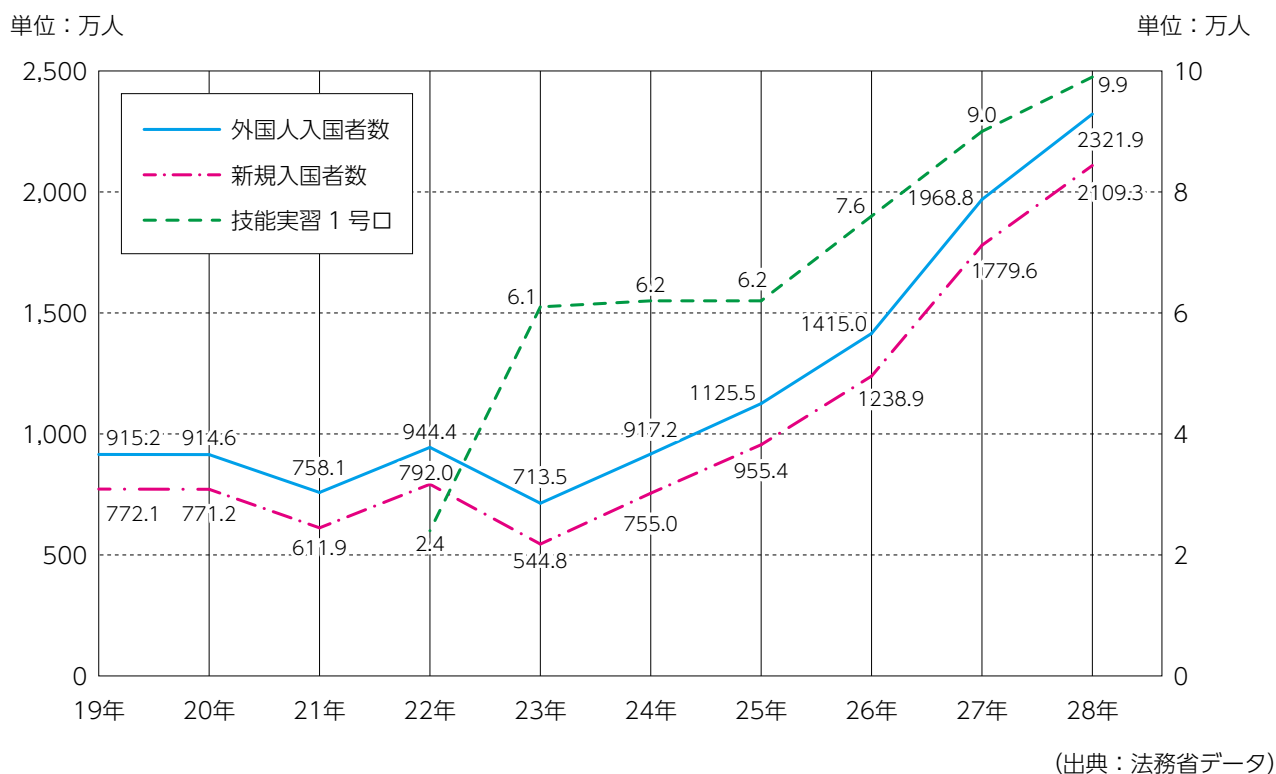
43

14 健康診断の実施

44

技能実習制度の概要

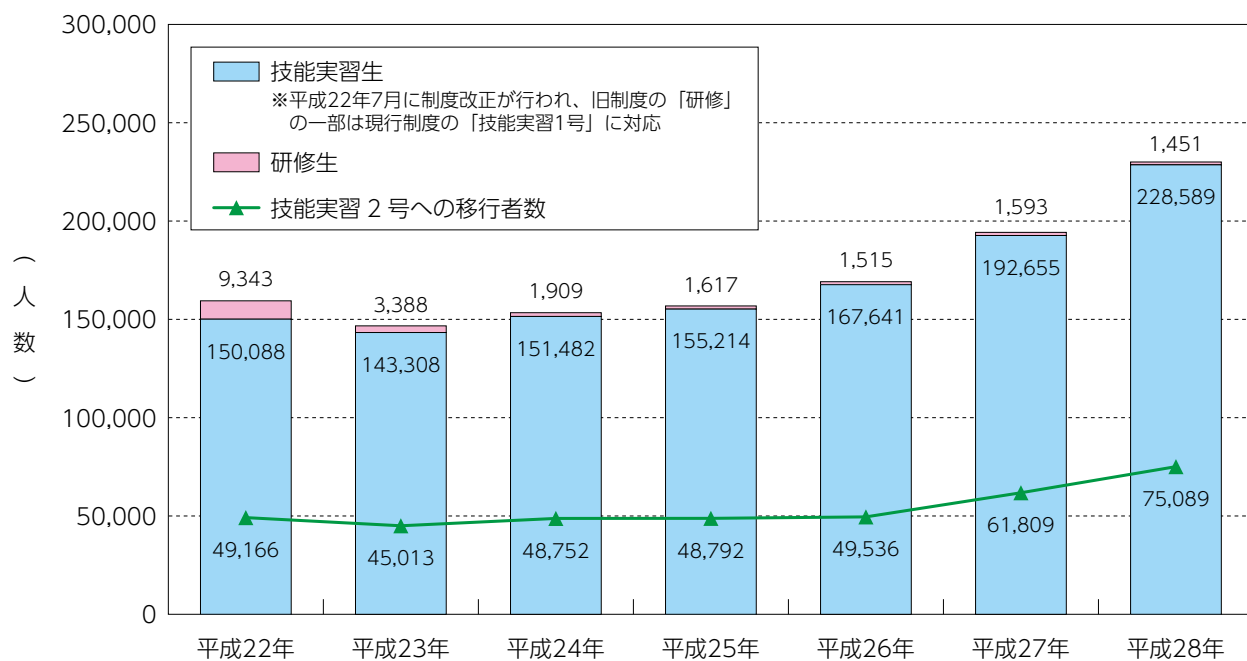
1 外国人入国者数の推移



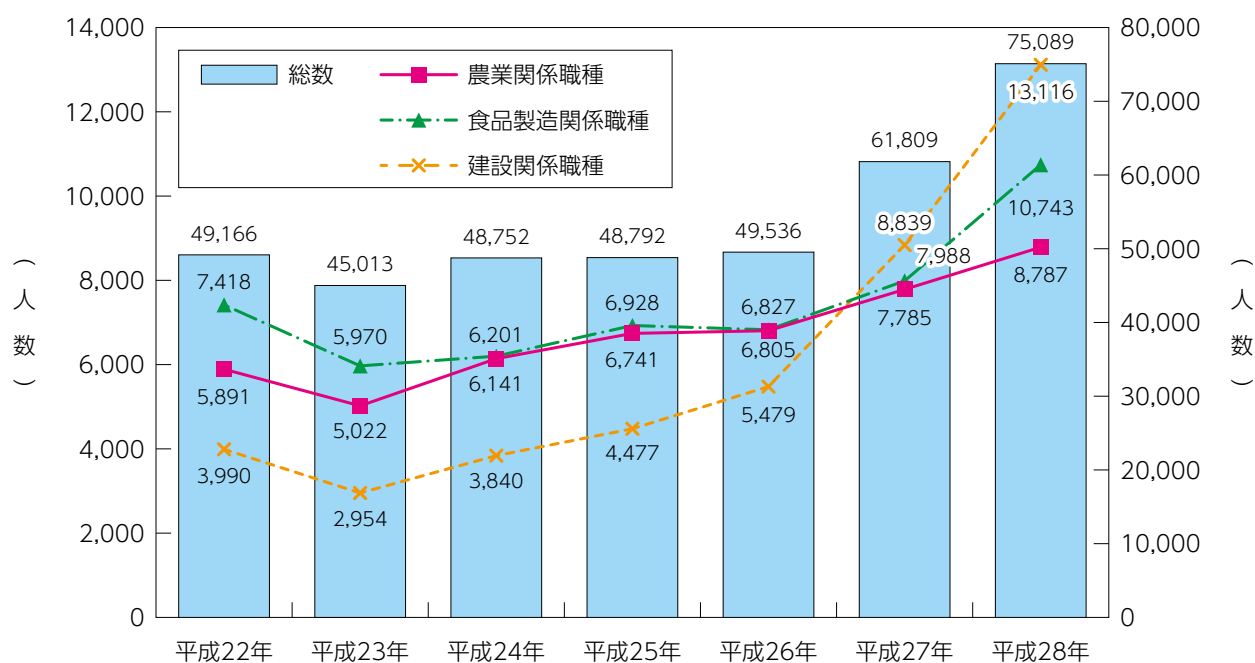
我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年は約1万8,000人とわずかでありましたが、27年4月28日に「日本国との平和条約」(昭和27年条約第5号)が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備による外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人、25年には1,000万人をそれぞれ突破しました。平成28年は、27年の1,968万8,247人と比べ353万665人(17.9%)増の2,321万8,912人と、初めて2,000万人を超え、過去最高となりました。

また、平成28年における新規入国者数は2,109万2,975人で、これを目的(在留資格)別に見ますと、「短期滞在」が2,066万5,390人と最も多く、新規入国者全体の98.0%を占めており、次いで「留学」10万8,146人(0.5%)、「技能実習1号口」9万9,453人(0.5%)、「興行」3万9,057人(0.2%)の順となっています。

2 「技能実習 2 号」 への移行者数



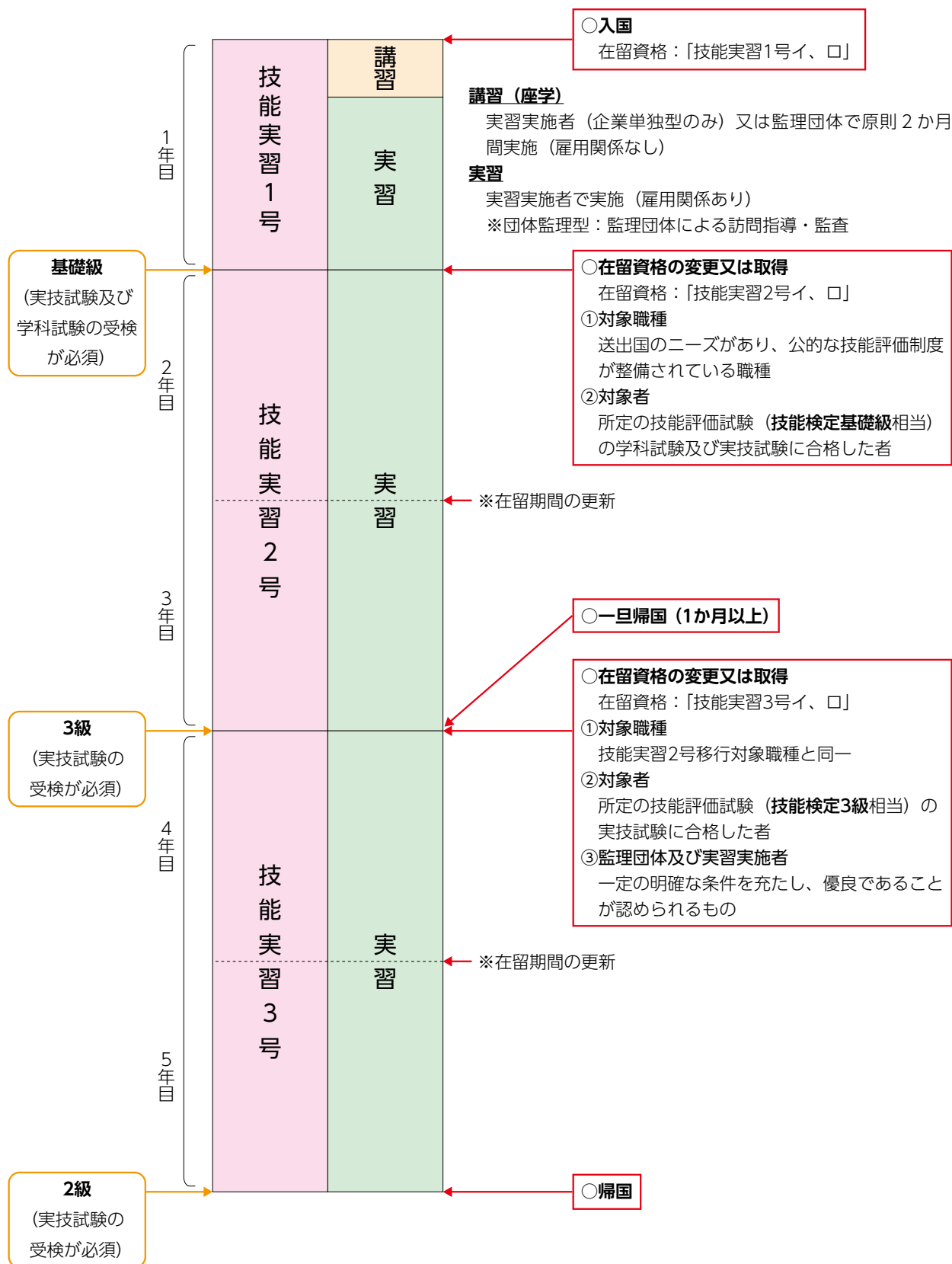
(出典：法務省データ)



(出典：法務省データ)

※平成22年の数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数と現行制度において「技能実習 2 号」に移行した者の数を合わせた数。

3 技能実習制度の仕組み



4 技能実習 2 号 移行対象職種（80職種142作業）

平成30年11月16日時点

1 農業関係（2 職種 6 作業）

職種名	作業名
耕種農業＊	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業＊	養豚
	養鶏
	酪農

※「2 漁業関係」～「6 機械・金属関係」は職種のみ記載（作業名を省略）

2 漁業関係（2 職種 9 作業）

漁船漁業＊	養殖業＊
-------	------

3 建設関係（22職種33作業）

さく井	建築板金	冷凍空気調和機器施工
建具製作	建築大工	型枠施工
鉄筋施工	とび	石材施工
タイル張り	かわらぶき	左官
配管	熱絶縁施工	内装仕上げ施工
サッシ施工	防水施工	コンクリート圧送施工
ウェルポイント施工	表装	建設機械施工＊
築炉		

4 食品製造関係（11職種16作業）

缶詰巻締＊	食鳥処理加工業＊	加熱性水産加工食品製造業＊
非加熱性水産加工食品製造業＊	水産練り製品製造	牛豚食肉処理加工業＊
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造	そう菜製造業＊
農産物漬物製造業＊	医療・福祉施設給食製造＊	

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

紡績運転＊	織布運転＊	染色
ニット製品製造	たて編ニット生地製造＊	婦人子供服製造
紳士服製造	下着類製造＊	寝具製作
カーペット製造＊	帆布製品製造	布はく縫製
座席シート縫製＊		

6 機械・金属関係（15職種29作業）

鋳造	鍛造	ダイカスト
機械加工	金属プレス加工	鉄工
工場板金	めっき	アルミニウム陽極酸化処理
仕上げ	機械検査	機械保全
電子機器組立て	電気機器組立て	プリント配線板製造

7 | その他（14職種26作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接＊	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造＊	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
自動車整備	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護＊	介護
リネンサプライ＊	リネンサプライ仕上げ

主務大臣が告示で定める職種・作業（1 職種 1 作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング＊	航空機地上支援

ポイント

<技能検定>

技能実習制度では、作業ごとに、技能実習生が習得した技能等を評価するため、技能検定試験と技能実習評価試験を実施しています。

技能実習制度に係る技能検定試験では、上位級から、2 級、3 級及び基礎級が設けられています。実施者は、都道府県職業能力開発協会です。

また、表中に＊を付した作業については、技能検定試験ではなく、技能実習評価試験を受験することとなりますが、技能実習評価試験では上位級から、上級、専門級及び初級が設けられています。実施者は、指定試験機関です。

5 監理団体の許可

監理団体許可（平成30年12月末日現在）

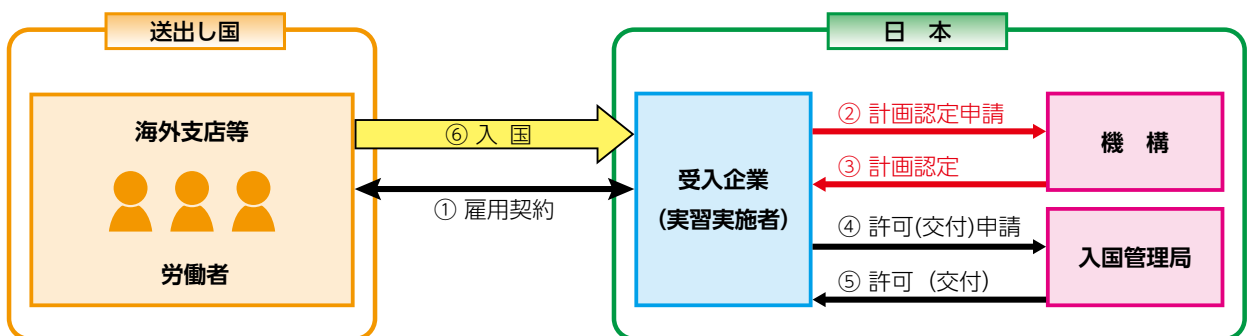
許可件数

2,380件

（参考）技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

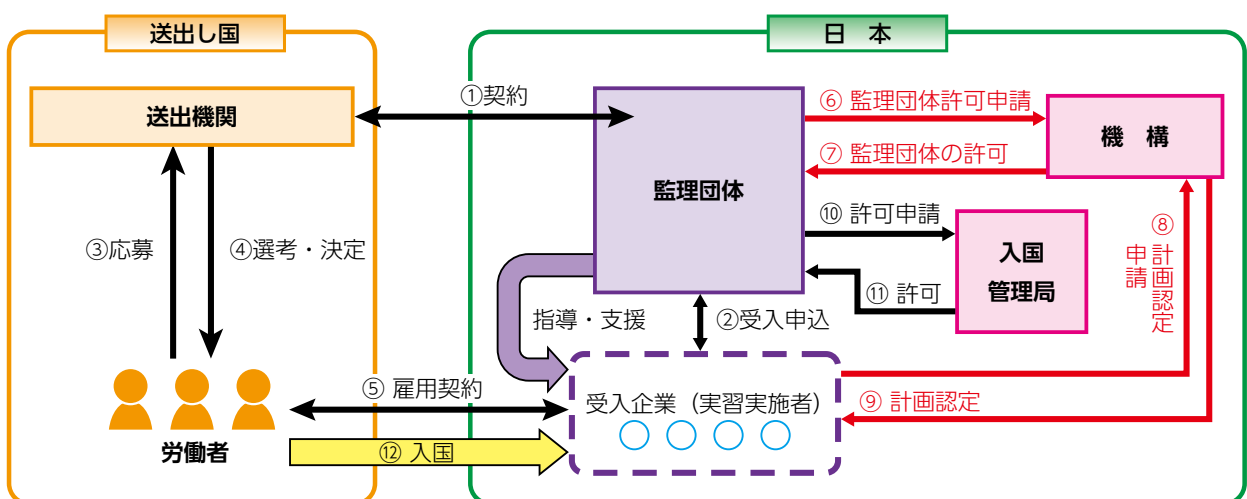
【企業単独型】

※日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】

※非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



6

変更があった場合には、裏面に記載されます。

日本に在留することができる期間を表しています。

技能実習以外の就労活動はできません。

在留カードには有効期間があります。

技能実習生は、資格外活動許可を受けることはできません。



在留カード等の有効性を確認できます！

入国管理局のホームページ上で在留カード及び特別永住者証明書（以下、「在留カード等」といいます。）の番号の有効性を確認することができます。「在留カード等番号失効情報照会」から、在留カード等の番号と有効期間を入力すると、当該番号が有効か又は有効でないか確認できます。



有効期間が券面表示と異なる場合があります！

一般的には券面に表示された有効期間が在留カードの有効期間となりますが、表面の在留期間の満了日までに、在留期間更新許可申請等をした場合は、その旨が在留カードの裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から 2 か月を経過する日まで有効となります。

在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

表面を確認し、「就労不可」の方であっても裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は就労することができます。

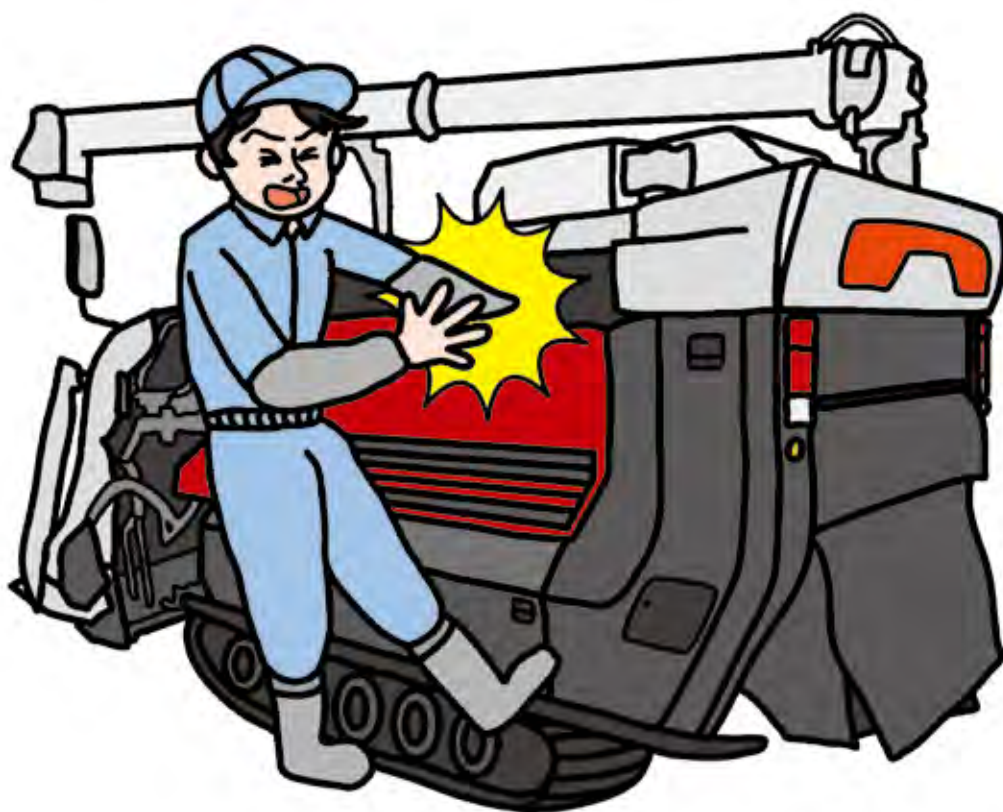
- ※②については資格外活動許可書を確認してください。

(出典：法務省「在留カード」の見方及び「特別永住者証明書」の見方)

1 農業職種の技能実習生が被災した災害事例

事例 1

収穫機を用いて収穫作業を行っていた実習生が、付着した根草を除去しようと収穫機の回転部分に手を入れたところ、右手指を巻き込まれ負傷した。



事例 2

たまねぎの選別作業を行っていた実習生が、回転しているローラー上に落ちた茎を取り除こうとしたところ、着用していた手袋がローラーに巻き込まれ、右手を負傷した。



2 | 農業職種の技能実習生に係る最近の災害事例

災害発生状況

事例 1

定植機を用いてキャベツ苗の定植作業をしていた実習生が、定植機のキャタピラと車輪の間に挟まった小石を除去しようとして着用していた手袋を巻き込まれ、右手指を負傷した。

事例 2

粉砕機を用いて枯木の粉砕作業を行っていた実習生が、粉砕器に詰まった破片を足で蹴り出そうとしたところ、回転する刃部に巻き込まれ、左足指を負傷した。

事例 3

停止中の自動詰機の清掃作業を行っていた実習生が、誤って起動スイッチに触れてしまい、起動した自動詰機の可動部に右手を挟まれ負傷した。

事例 4

自動包装機の内部にロール状のビニール袋を装着する作業を行っていた実習生が、不意に起動した自動包装機の可動部に右手を挟まれ負傷した。

事例 5

包装機を用いてエノキ茸の包装作業を行っていた実習生が、包装フィルムの乱れを直そうとしてフィルム圧着・切断部に右手を挟まれ負傷した。

事例 6

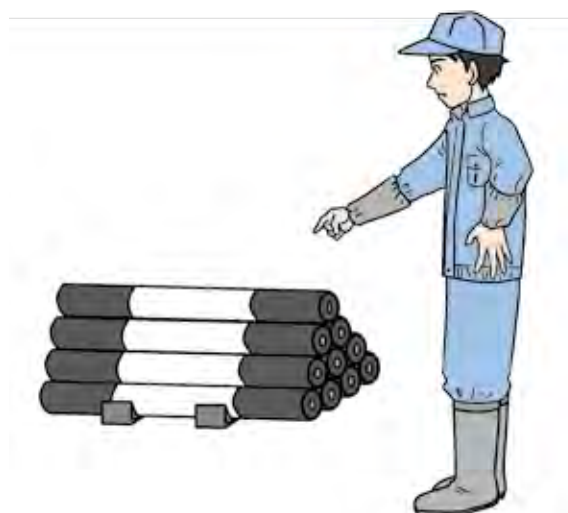
フォークリフトの爪部にロープをかけて木材を持ち上げ、実習生がその下に鉄パイプを敷設しようとしたところ、ロープが外れて木材が落下し、当該実習生の左手親指を轢断した。

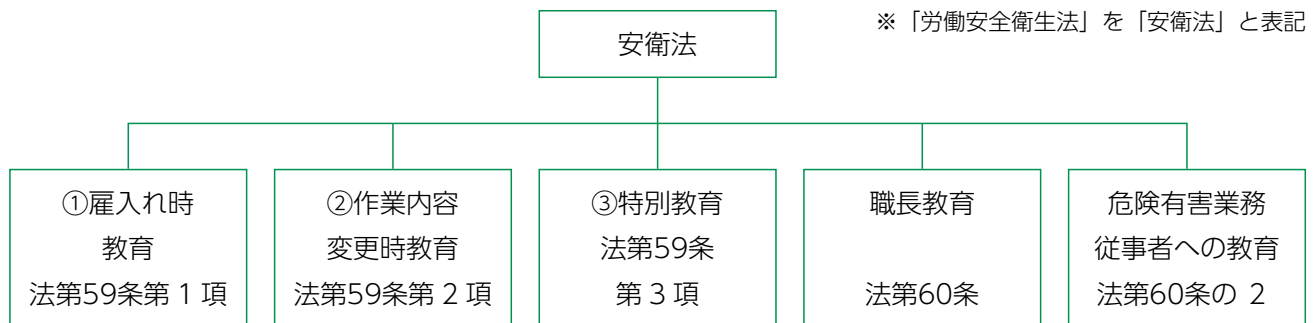
事例 7

実習生が上に乗った状態の柵を油圧ショベルで吊り下げて移動させようとしたところ、バケットシリンドー部に当該実習生の足が挟まれ負傷した。

チェックしてみましょう

1	安全衛生の担当者を選任していますか。 (安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など)	☐
2	機械・設備にカバーや安全装置は付いていますか。	☐
3	機械・設備が安全に使用できるように点検・修理等を実施していますか。	☐
4	作業場は整理整頓されていますか。	☐
5	安全に作業できるように、保護具を使用させていますか。 (安全靴、安全帯、手袋、ヘルメット、防毒マスク等)	☐
6	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	☐
7	作業手順を理解させていますか。 →どのように？ ☐ 日本語で ☐ 母国語で ☐ やってみせる	☐
8	労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な 合図を習得させていますか。	☐
9	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすく していますか。	☐
10	免許を受けたり、技術講習を修了することが必要な業務に、無資格のままで 従事させていませんか。	☐





技能実習生に対する安全衛生教育

安全衛生教育では、技能実習生の理解を深めるため、緊急時の対応や異常な事態を知らせる日本語を教えたり、できるだけ目だけでわかるようイラストや動画を使った教育とすること。



雇入れ時、作業内容変更時の安全衛生教育

(安衛法第59条第1項、第2項)

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱方法に関する事
- ③ 作業手順に関する事
- ④ 作業開始時の点検に関する事
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関する事
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

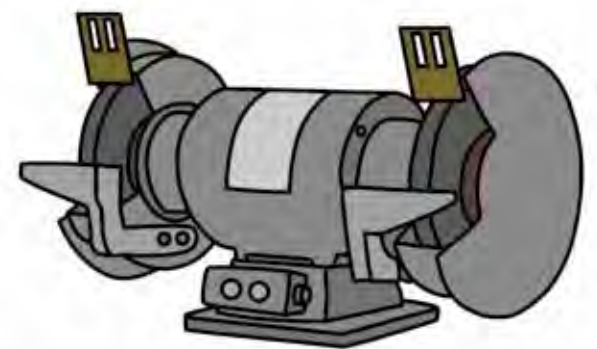
特別教育（安衛則第36条）

※通達（平成12年 2 月16日基発第66号）に基づく安全衛生教育

【刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育】 刈払機を使用する作業に従事する者

【研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務】

※グラインダーのといしの取替えや試運転には特別教育が必要



両頭グラインダー



手持ち式グラインダー

【チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務】

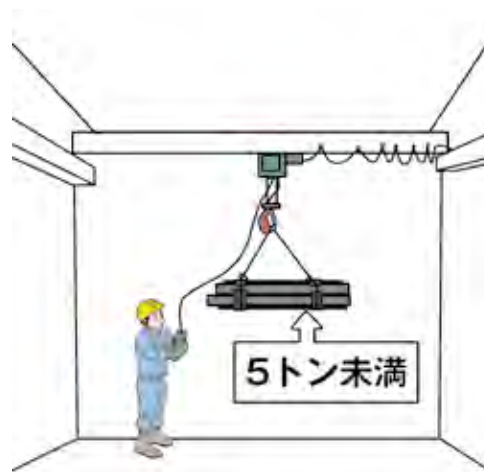
【胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務】



【つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーンの運転の業務】

【つり上げ荷重が 1 トン未満の移動式クレーンの運転の業務】

【つり上げ荷重が 1 トン未満のクレーン、移動式クレーンの玉掛けの業務】



【アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務】

※溶接棒などと被溶接物の間にアーク（火花）を発生させ、その熱を利用して溶接するもの



【足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務】

・「足場」には、うま足場やローリングタワーも足場に該当します。

※高さや足場の種類が限定されていないので、図のような別々の作業床と支持物を一つに組み立てるものは原則、特別教育がいらいます。



【酸素欠乏危険場所における作業に係る業務】

酸素濃度の低下等の可能性があるサイロ等での作業



就業制限がある業務 (安衛法第61条、技能講習修了が必要)

【フォークリフト運転】

最大荷重が1トン以上のショベルローダー又は
フォークローダーの運転の業務



【車両系建設機械（整地等）運転】

ブルドーザー、ドラグ・ショベル、パワー・ショベル、スクレープ・ドーザー、ホイールローダーなど機
体重量3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務

※技能講習機体重量3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転技能講習修
了者でないと運転の業務ができません。

【ショベルローダー等運転】

最大荷重が1トン以上のショベルローダー又は
フォークローダーの運転の業務



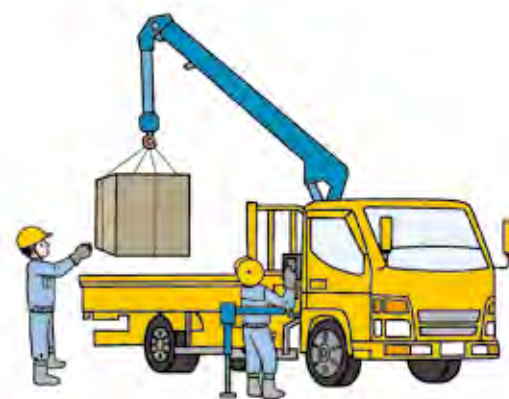
【不整地運搬車運転】

最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務



【小型移動式クレーン運転】

つり上げ過重1トン以上5トン未満の移動式クレーン



【高所作業車運転】

作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転の業務



【玉掛け】

つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、
移動式クレーンなどの玉掛けの業務



【ガス溶接】

可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、
溶断又は加熱の業務



作業主任者が必要な業務（安衛法第14条）

次の作業では、作業主任者を選任しなければならず、作業主任者として就業するためには、免許又は技能講習の修了が必要です。

【はい作業主任者】

高さが2 m以上の「はい」を積み上げたり（はい付け）、積み降ろしたり（はいくずし）する作業（荷役機械のみで行われる作業を除く）。

「はい」とは、倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷物のことです。袋や箱、俵などで梱包された状態の荷物を指し、木材も「はい」に該当します。

【酸素欠乏作業主任者】

酸素濃度の低下等の可能性があるサイロ等での作業においては、
酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければなりません。

この作業主任者として就業するためには、酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の修了が必要です。



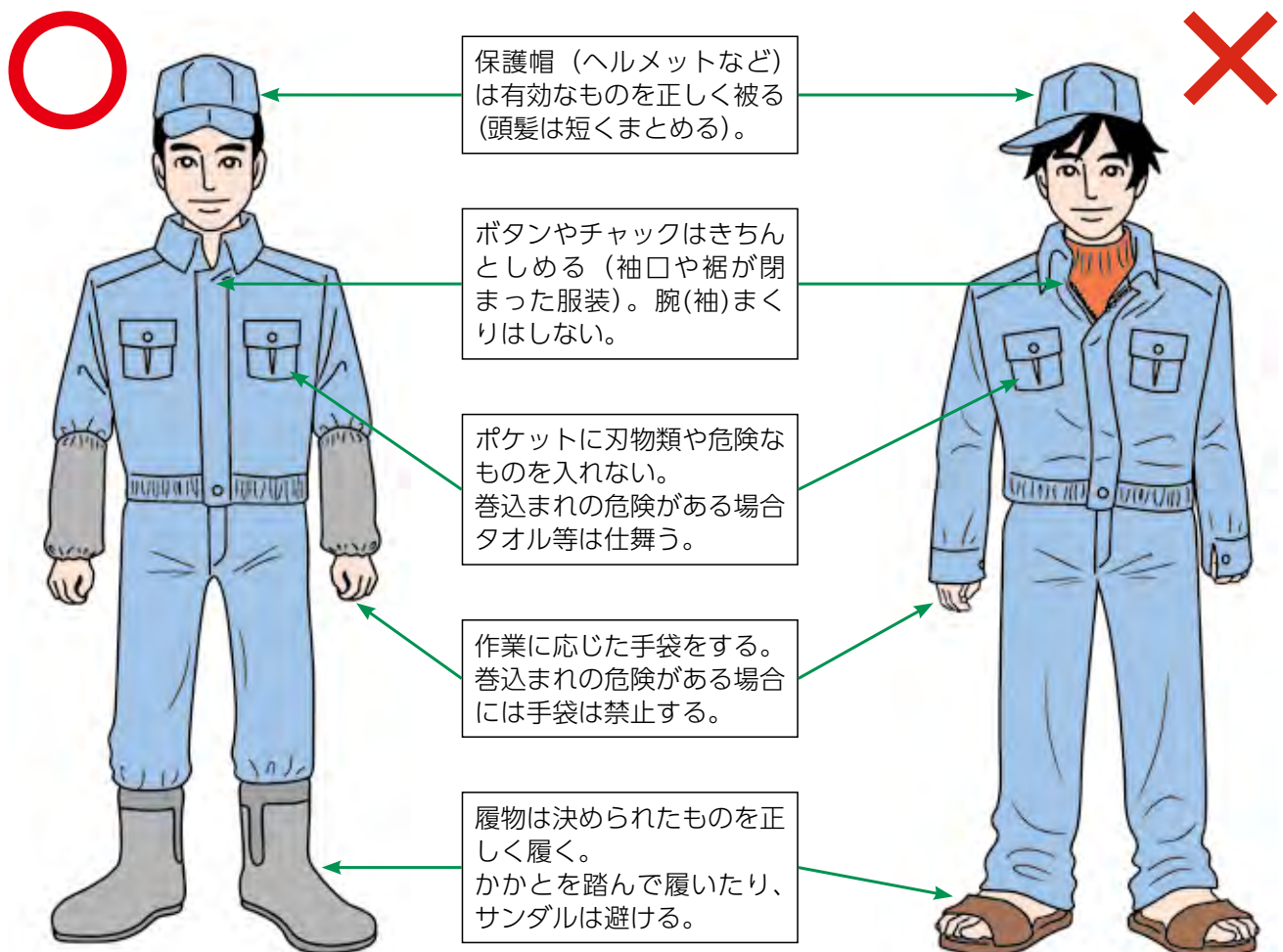
作業服・保護帽の着用

面倒だからといった油断が事故を招きます。

農作業事故から身を守るためには、きちんとした身支度が安全への第一歩です。

結果的には能率の良い作業につながります。また、技能実習生の行う作業内容に応じて、適正な服装、保護具等を使い分けることです。

※夏でも、野菜の葉などでケガをしたり、虫に刺されないようにするために半袖、半ズボンはやめましょう。



【ヘルメット】

高所作業、飛散物、落下物等の危険性がある作業、道路走行の際に着用します。
あごヒモをしっかりしめます。



【手袋】

刃物、鋭い突起物等に手で触れる作業の際には、
保護手袋を用います。



【保護めがね（ゴーグル）】

切削屑等の飛来、溶接作業における強烈な光線など目を守るため、
保護具を着用します。



【墜落制止用器具（安全帯）】

高所の作業では、墜落を防止するために使用します。
(図はハーネス型)



【耳栓】

騒音が生じる作業の時に使用します。
耳栓とイヤーマフ（防音耳覆）があります。



【安全靴】

重量物の落下、飛散物、釘等の踏み抜きのおそれがある作業の際、
つま先を保護したり、滑り止めを備える靴をはきます。



【防じんマスク・防毒マスク】

粉じんが待っている作業場所では「防じんマスク」を、
酸欠場所では「送気マスク」を使用します。



安全衛生の標識

安全衛生標識は、危険な場所の警告や安全な方向に誘導するために、文字や記号を用いて知らせる役割を持っており、労働災害を防止する手段の一つです。



(日本語)

禁煙

接触禁止

火気厳禁

立入禁止

(英語)

No smoking

No contact

No open flames

Do not enter

(中国語)

禁烟

禁止接触

严禁烟火

禁止入内

(ベトナム語)

Cấm hút thuốc

Cấm tiếp xúc

Nghiêm cấm lửa

Cấm vào

(タガログ語)

Bawal mangarilyo

Bawal hawakan

Mahigpit na
ipinagbabawal ang
apoy

Bawal pumasok



(日本語)

一般禁止

感電注意

障害物注意

頭上注意

(英語)

General
prohibitions

Beware of
electrocution

Watch your step

Watch your head

(中国語)

一般禁止

小心触电

小心障碍物

注意头顶

(ベトナム語)

Cấm chung

Lưu ý giật điện

Lưu ý chướng ngại vật

Lưu ý trên đầu

(タガログ語)

Pangalahatang
pagbabawal

Mag-ingat na
makuryente

Mag-ingat na
madapa

Ingatan ang inyong
ulo



(日本語)

安全帯使用

保護帽着用

緊急脱出口

消火器

(英語)

Wear your safety
belt

Wear protective
headgear

Emergency exit

Fire extinguisher

(中国語)

使用安全带

佩戴保护帽

紧急出口

灭火器

(ベトナム語)

Sử dụng đai an toàn

Đội mũ bảo hiểm

Cửa thoát hiểm

Bình chữa cháy

(タガログ語)

Gumamit ng
sinturong
pangkaligtasan

Magsuot ng safety
helmet

Labasan

Fire extinguisher

4 Sの意味

4 Sとは、「整理」(Seiri)、「整頓」(Seiton)、「清掃」(Seisou)、「清潔」(Seiketsu) の頭文字

4 Sの取組は、単に衛生面の確保にとどまらず、作業にゆとりを生むことで農作業を一層安全に行うことが可能になります。さらに作業能率の向上による経営面でのプラス効果も期待できます。

【整理】 	「整理」とは、要る物と要らない物に分け、要らない物を処分することです。	要らない物が置かれていたり、つまづいて転倒するばかりでなく、作業能率も悪くなります。	手順を決めて要らない物を整理するようにしましょう。
【整頓】 	「整頓」とは、仕事に必要な道具などを必要な時に使えるようにするため、道具の置き方、置き場所を考え配置することです。	整頓されていないと、必要な道具等が見つからなかったり、見つけるために時間がかかります。	仕事が終わった時は、散らかった物がないように後始末をしましょう。
【清掃】 	「清掃」とは、機械設備、倉庫、作業場所などのごみ、衣服などの汚れを取り除くことです。	機械設備などにごみが付着すると、機械に不具合が発生したり、生産物に影響がでることもあります。	1日1回、作業の終了時に清掃するようにしましょう。
【清潔】 	「清潔」とは、身体や衣服など身の回り、農器具等をきれいに保つことです。	野菜などを扱う職場では、清潔にすることが大切です。	清掃した状態を保ち、清潔な状態を維持しましょう。

4 Sは安全の第一歩

【保管のポイント】

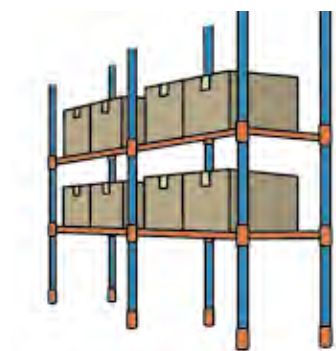
① 保管してはならない場所

- ・ 通路、出入口、非常口及び階段などには物を置かないこと。
- ・ 機械の周りや、配電盤、消火栓、消火器等の前に物を置かないこと。



② 保管場所の確保及び保管方法の確立

農業機械や農機具などを保管するため必要なスペースを確保し、定められた場所（位置）に保管方法を決めて置かせる。十分な明るさと換気の確保にも留意すること。
決められた置き場、置き方、積み方を守ること。



③ 形状に応じた保管の実施

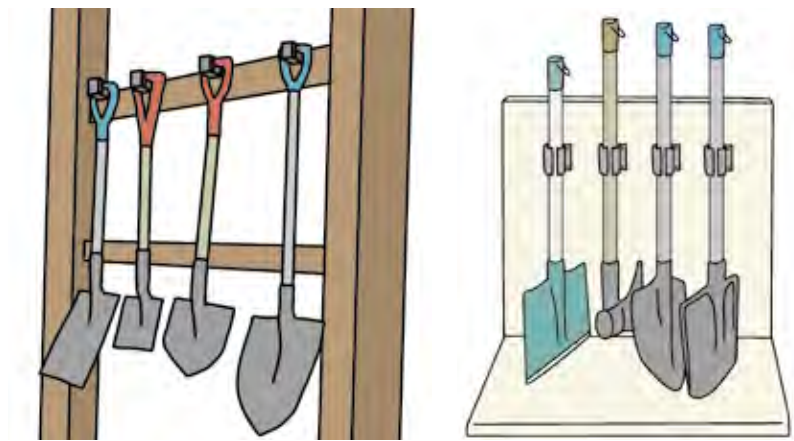
長い物は、立てかけずに横にして置き、丸くて転がりやすい物は、くさびなどで歯止めをしておくこと。



- ・ 長い物を立てかける時は、ひも等で倒れないように固定すること。



- ・スコップなどは、壁に吊る。
または、壁に固定して置くこと。



④ 頻度に応じた保管

使う頻度を考え、よく使うものは、
すぐ取り出せるように置くこと。



⑤ 刃物類の保管方法

保管する場合には、刃部に覆いを設けること。



危険予知活動（KYK）、ツールボックスミーティング（TBM）

【TBM】

日々の作業を行う前には、その日に何を行うのか、どんな危険があるのかを把握し、作業の指示を徹底しましょう。

作業前に行う「作業内容」と「危険に関する情報の共有化」の話し合いがツールボックスミーティング（TBM）です。

事故は、「不安全な状態」と「不安全な行動」の2つの条件が重なることにより発生するので、作業方法や不注意など、人が危険な行いをする人的要因の「不安全な行動」をなくしましょう。



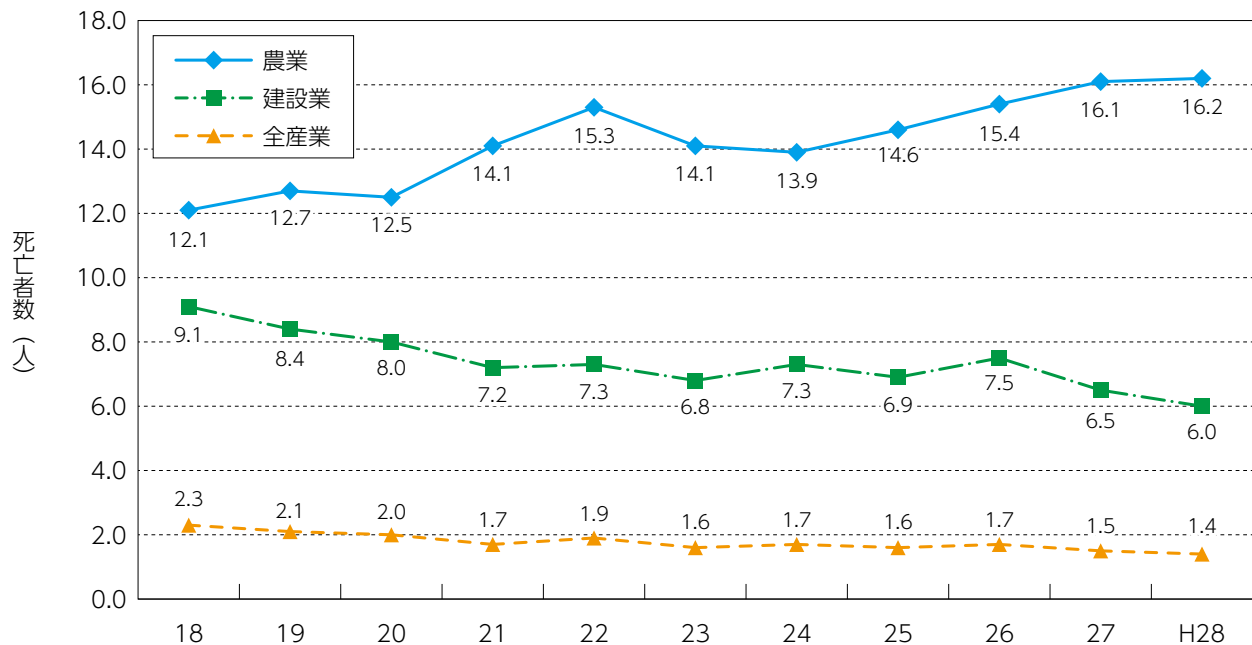
農業機械の安全確保

農作業での事故の発生状況

農作業での事故で死亡した数（平成28年中の10万人当たりの死亡事故の発生件数）の割合は、下表のとおり、全産業平均の10倍以上となっています。

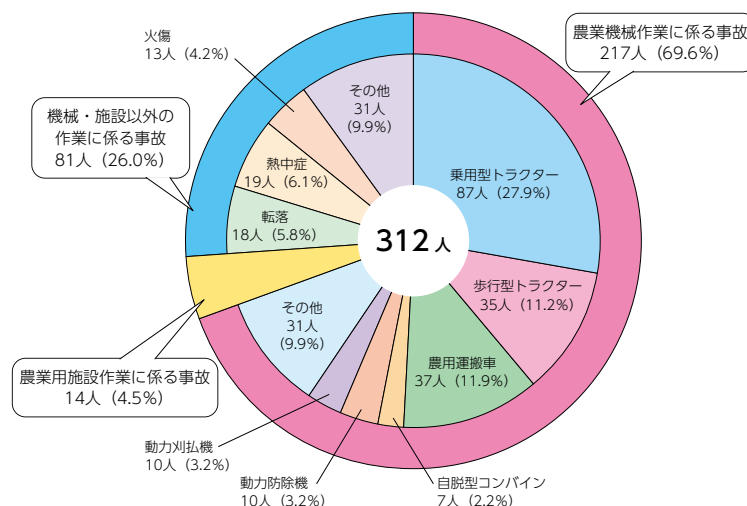
この死亡事故の原因（全数で312人）は、下図のとおり、乗用型トラクター（87人）、農用運搬車（37人）、歩行型トラクター（35人）で全体の約半数を占め、それらに刈払機等の農業に係る機械を含めると約 2 / 3 となっています。

10万人当たりの死亡事故発生件数の推移



資料：農林水産省

農作業死亡事故の内訳（平成28年）



（農林水産省調べ）

技能実習特有の対策

- ① 農業職種では、技能実習生ごとに、どの機械・設備で作業させる、あるいはさせないなどを明確に定め、本人及び周囲に周知徹底しておく必要があります。

技能実習の目的や技能実習生の経験・技量などで異なってくるでしょうが、基本を安全側に発想し、農業用の機械の操作をなるべく技能実習生には担当させないという考え方もあります。

また、例えば、刈払機の使用に当たって、技能実習生には、刃が何かに当たっても危険性が低いナイロンコード刃の刈払機のみを使用させるという安全ルールを策定する方法もあります。



ナイロンコード刃

- ② 技能実習を行う上で、技能実習生に農業用の機械を操作させると決めた場合には、必要な資格を修得させる必要があります。

例えば、トラクター、コンバイン、フォークリフト等（以下「農業機械」という。）の道路走行には、当然ながら道路交通法の運転免許（小型特殊免許、大型特殊免許）が必要です。また、フォークリフトは、ほ場、倉庫等の私有地内で走行・操作する場合にも、安衛法に基づく技能講習又は特別教育を技能講習実施機関等で修了していることが必要となります。

なお、トラクター、コンバイン等を私有地内のみで操作する場合も安全に関する講習を受けるようにして下さい。どこでどのような講習が行われているかは、最寄りの農業大学校、普及センター、JA、農機具販売店などで把握できます。

農産物機械・装置の安全確保

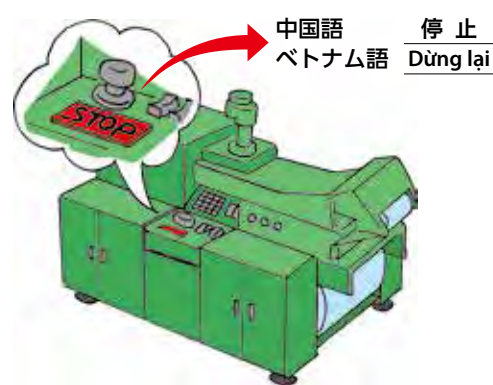
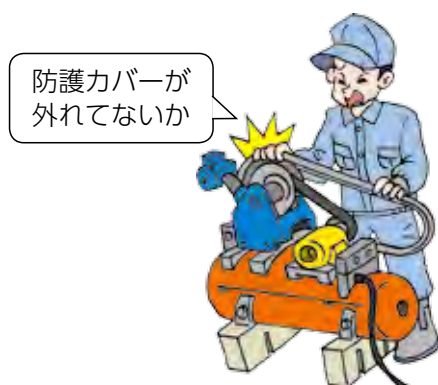
技能実習生の事故は、農産物の調製・選別・箱詰め等に用いる設備的な機械・装置（以下「農産物機械・装置」という。）によるものが多くなっています。

これらの安全対策は、次のとおりです。

- ① 設備本体の安全確保

作業前に、チェーン、ギヤ等など可動部分の防護カバー、非常停止ボタン等の安全装置に異常はないか点検を行います。

特に、注意すべき事項については、技能実習生の母国語で表示します。



② 点検・清掃

農産物機械・装置が順調に作動しないことが結果として事故につながることもあるので、機械・装置の清掃、注油、消耗品交換等をきちんと行います。

また、機械・装置の周辺の床にある電気コード、小物類等がつかずきの原因となるので、常に片付け、清掃を行います。

③ 非定常作業時の安全確保

技能実習生の事故事例を見ると、機械の詰まり除去や、清掃中に手を巻き込まれる等が多くなっていますが、このように事故は、農産物機械・装置のトラブル時など非定常作業時に発生しやすくなっています。

可動部（刃、ローラー等）や回転部（締付け等）に手を近づける場合には、機械・装置のスイッチはもちろんのこと、電源装置のスイッチを遮断するか、電源コードを抜くなど絶対に動き出さないことを確保しましょう。また、周囲の者がスイッチに触れることのないよう「不具合への対応中」である旨、声に出して知らせたり、「点検中」である旨の標識により表示します。



整理整頓が大切、特に床は注意



刈払機の安全確保

農作業の死亡事故の原因として多いのはトラクターですが、ケガまで含めると刈払機によるものが大変多くなっています。刈払機の安全対策は以下のとおりです。

① 安全衛生教育

刈払機を使用させるためには、安全のための教育を受講させる必要があります。

これは「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」（平成12年 2月16日基発第66号労働省労働基準局長通達）で定められており、安全衛生教育カリキュラムが示されています。

② 刈払機の選定

刈払機は、農作業の用途に合った形状、出力などのものを使用します。

刈払機の安全性の判断基準としては、安全鑑定証票（下図）が貼られているものを使用するようにしてください。できる限り、手を離すと自動的に回転がアイドリングまで落ちる機種を使用します。



安全鑑定証票

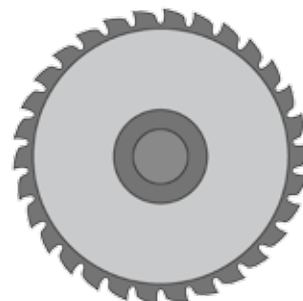
（注）農研機構とは国立の農業研究・検査機関。

「安全鑑定証票」は、平成30年以降、「安全性検査証票」となっているものもあります。

③ 点検・整備・調整

刈刃は、汎用性が高いことからチップソーというタイプが主流となっていますが、刃先のチップがはずれて飛ぶことがありますので、損傷・変形などのチェックをしましょう。

堀や立木などの近くでは、チップソーではなく、刃がこれらに当たっても、危険性が低いナイロンコード刃を使用します。



チップソー

草がからまりやすいなどの理由で、刈刃の近くにある飛散物防護カバーを外したり、ずらしたりすることは、不適正な使用となります。

肩掛式の刈払機では、体格に合わせてバンドの長さ等を調整します。

なお、使用後には、使いっぱなしにせず、清掃・刃の点検などを行いましょう。



防護カバーを
外しちゃだめだよ！

④ 服装・防護具

眼球を保護するため、保護眼鏡か、フェイスシールドを着用します。

また、長袖、長ズボン、ヘルメット、安全靴、革製の頑丈な手袋を着用します。

特に危険な場所では、すね当ても使用します。

⑤ 作業準備

作業開始前に、エンジン停止スイッチや緊急離脱装置の使用方法等を確認します。

作業中、騒音も大きく、また、作業者へ近寄ることができないので、合図の方法（両手を振ったらエンジンを停止等の合図）を決めます。

刈払機を使用する場所に落ちている石、木の枝、針金、空き缶等を取り除きます。



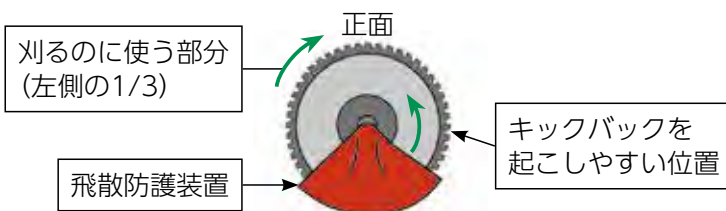
飛びそうな空き缶、木の枝等は事前に除去

⑥ 作業中

作業するに当たって定めた作業手順・担当場所等を守ります。

刈払機の回転刃が障害物に当たって本体が大きく振られるキックバックに注意します。

斜面の作業は特に危険であり、小段（帯状の足場）を設ける、上段と下段で同時に作業するときは配置を前後にずらす等します。なお、平面であっても複数名作業のときはお互い15m以上離れるようにしましょう。



耕うん機の安全確保

① 耕うん機を選定

耕うん機も、安全鑑定証票が貼られているもののなかから選ぶようにしましょう。

② 点検・整備

取扱説明書に基づいて、定期的及び作業開始前に、オイル量、ベルトのゆるみ・損傷、爪のゆるみ・損傷、安全カバー、クラッチ・ブレーキの効き等を点検します。

取扱説明書を紛失した場合、HPや販売店等で入手します。



取扱説明書に基づき点検整備
(どの機種でも)

③ 作業準備

作業開始前に、エンジン停止スイッチの他、次のような安全装置の使用方法等を確認します（ただし、機種によって装備のあるなしがあります）。

○挟圧防止装置（緊急クラッチ操作レバー）

後退時に、体が障害物と耕うん機にはさまれると、主クラッチが切れるような仕組みの装置

○デッドマン・クラッチ

クラッチレバーをはなすと動力伝達が切れる構造のクラッチ（一般的なクラッチは、レバーをにぎると動力伝達が切れます）

○駐車ブレーキ

斜面などで本体が動き出さないためのブレーキ

④ 作業中

死亡事故で最も多いのは、後退時に背後の壁や立木と機械の間に人が挟まれてしまうことです。

○後退時にはエンジンは低回転、

クラッチをすぐに切れる体勢とすること

○狭いところではそもそも後退しないこと



バックによる挟まれ事故（樹木）

回転部分への巻き込まれも多く発生しています。

○ロータリーにからんだわらなどを取り除く際は、

必ずエンジンを切ること

○後退・旋回・移動時はロータリーのクラッチを切ること

○Vベルトのカバーは必ず装着すること



わら除去時にはエンジンを切る

また、機械の転落・転倒に人が巻き込まれることもあります。

○旋回は十分なスペースをとり低速で行うこと

○ほ場出入り・畦畔越えは直角に、必要に応じあゆみ板を用いること

○道路上では草の生えた路肩などには近づかないこと



転倒事故(畦畔越え時)

乗用型農業機械（トラクター・農用運搬車）の安全確保

① 乗用型トラクターの選定

我が国で市販されている乗用型トラクターは、まず全てが安全鑑定を受検していますが、それでも毎年かなりの数の死亡事故が発生しています。

かなり古い機種ですと、安全キャブ（座席を囲む屋根やガラス窓）や安全フレーム（座席後ろの鉄製構造物）が付いていないものがありますが、危険であり、使用しないことを勧めます。

② 点検・整備

機種毎の取扱説明書に従って、次の事項について、定期点検や始業前点検を行う必要があります。

○タイヤの空気圧・損傷・ゆりみ、オイル量・冷却水量、ファンベルトのゆりみ、ブレーキの左右連結・きき、カバー類・PTO軸カバー、計器類、灯火類、ミラー、エンジン音等

③ 作業準備

作業開始前に、以下のことを確認することが必要です。

○当日作業における運転者以外の者との役割分担（特に、運転者以外の者が作業中のトラクターの近傍にいるか）

○当日の運行・作業場所の地形等（見通しの悪いところ、斜面、畦畔、水路等の危険箇所等）

○夜間用に大きな反射器をつける

○万一の連絡用に携帯電話携行

○ヘルメットの着用・シートベルトの装着等

④ 作業中

常用型トラクター・農用運搬車の死亡事故で圧倒的に多いのは、機械の転落・転倒により下敷きになることです。

- ヘルメットを着用し、シートベルトを用いること
- 旋回は低速でスペースをとって行うこと
- ほ場の出入り・畦畔越えは低速で直角に、必要に応じあゆみ板を用いること
- 道路上では必ず左右のブレーキを連結すること
- 道路上では草の生えた路肩などに近づかないこと



高速急旋回は厳禁



ほ場の出入りは低角度で



崩れやすい路肩もある

回転部分への巻き込まれも発生しています。

- ロータリーにからんだわらなどを取り除く際は、必ずエンジンを切ること

同乗者の機械からの転落も発生しています。

- 乗用型トラクターの脇に乗るのはもちろん、農用運搬車の荷台への同乗も禁止



同乗禁止

道路上での自動車との事故もみられます。

- 自動車との大きな速度差を意識し、特に右折時に注意すること
- 交通量の多いところは避けること

農具・脚立・はしごの安全確保

① 農具（くわ、スコップ、フォーク、包丁、カマ、ハサミ等）

- ・農具を使用しない時、農具の刃部にカバーすること。
- ・農具の保管は、目につきやすく、定まった場所とすること。
- ・柄から刃物が落ちないように、ガタつきを点検すること。
- ・農具の使用後、汚れや付着物を取り払って清掃し、次の使用に備えること。
- ・農具の使用時、周囲の人に接触しないように、作業位置に注意すること。



くわを足に近づけない

② 脚立・はしご

- ・安定する場所で使用すること。

※脚立を安定して設置するため、設置場所の広さ、地面の固さ、斜度を確認すること。

特に、果樹園などでは、地面が柔らかく、平らでない場合もあるので、確実に脚立を設置できる場所を確保できない場合には、敷材・敷板を用いること。

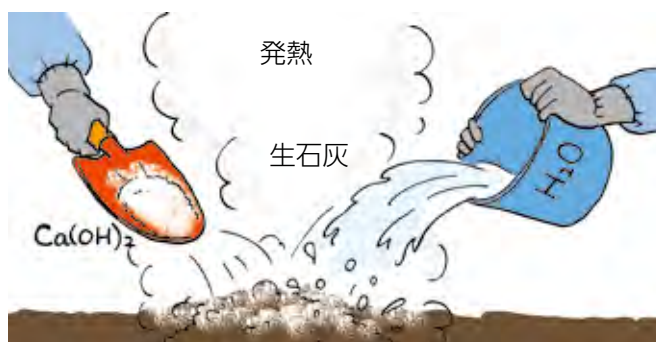
設置場所が不安定の場合には、別の作業者に支えてもらうこと。



③ 肥料

- ・肥料は、地下水が汚染しないように保管すること。
- ・生石灰の水による発熱に注意すること。

※生石灰（ CaO 水酸化カルシウム）は、水と反応して、消石灰（ $\text{Ca}(\text{OH})_2$ 水酸化カルシウム）となりますが、この時に、大きな熱を出すため温度が上昇します。



④ 開脚防止チェーンを掛けること。

※作業前、開脚防止チェーンを掛けたか確認すること。

※はしごを使用する場合には、はしごが滑らないよう上端や下端を固定すること。



⑤ 脚立設置時に、最下段に乗って安定性を確認すること。

※最初に、最下段に乗り、ぐらつきがないか安定性を確認すること。

脚立に昇る前には、周囲に危険な物がないことも確認すること。

確認する時には、最下段以上、昇らないこと。

⑥ 天板には乗らないこと。

※天板に乗っての作業や身を乗り出しながらの作業は、不安定な姿勢となって、墜落や脚立の転倒の危険があるので行わないこと。



⑦ 昇降時に重いものを持たないこと。

※人と物が使用できる最大荷重の範囲で作業し、

昇降時には、果物が入った箱などの重いものを持たないこと。



畜舎内の安全衛生管理

① 清掃作業

- ・ 畜舎の通路、飼料倉庫、飼槽、水槽、ウォーターカップ等については、常に清掃する。
- ・ 長靴や作業服などは、清潔に保持する。



② 消毒作業

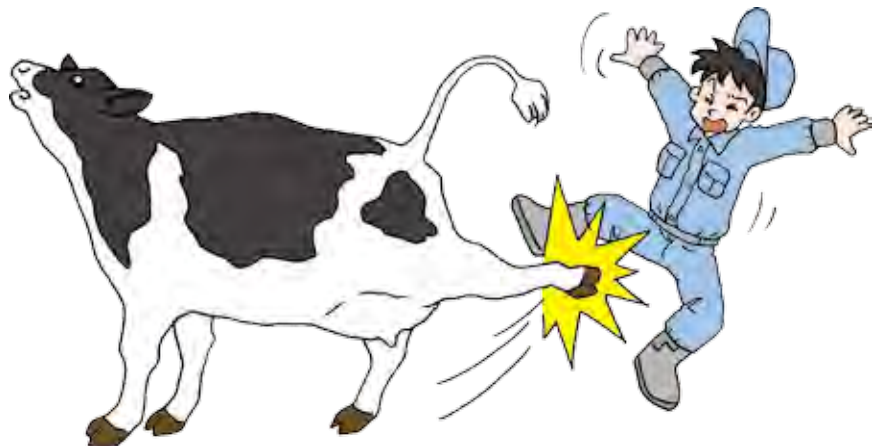
- ・ 畜舎等に入る時は、踏み込み消毒槽で長靴を消毒する。
- ・ 農場に出入りする車に対して、消毒用噴霧器、車両用の消毒槽等により、タイヤの消毒を行う。
- ・ 畜舎の周りに消石灰を散布して、病原菌の侵入を防ぐ。

③ 飼育動物の環境整備

- ・ 畜舎は、冬は隙間風を防ぎ、夏は扇風機・換気扇で空気の対流の促進により、畜舎内の温度を適切に保つ。
- ・ 畜舎の床は、乾燥し清潔にしておく。
- ・ ウォーターカップ等を常に清掃し、新鮮な飲水ができるようにしておく。

④ 畜舎では、飼育動物を大切に扱う

- ・ 飼育動物が安静に休むことができるよう、飼育動物にストレスを与えないようにする。
- ・ 飼育動物は想定外の動きをするので、作業等は常に集中すること。



農薬の安全な取扱

① 農薬の保管・運搬

- ・農薬の使用については、使用前の農薬の保管や運搬のみならず、農薬（希釈）にも十分注意を払って行う。

※畜産農業では、消毒薬も農薬と同様に取扱う。

② 適切な服装・保護具の着用

- ・作業者の皮膚に農薬がかからないようにするため、所定の防除用作業服、マスク、手袋、保護めがね（ゴーグル）を着用する。

※所定のマスク代わりに、手ぬぐい等を使用しない。



①手袋 ○服の袖の 内側に入れる



×服の袖の外側に 手袋を被せる



②長靴 ○ズボンの裾を 長靴に被せる



×ズボンの裾を 長靴の中に入れる



③ 農薬の説明書（ラベル）の確認

- ・農薬の説明書（ラベル）に記載されている使用基準（使用方法、使用上の注意等）が守られるよう、例えば、農薬の希釈倍数等の使用方法について必要な指示を行って理解させる。



マークの種類	絵表示マークと注意事項【例】	
かぶれる人使用禁止 (カブレ注意)		かぶれやすい人は作業しない。 施用した作物などに触れない。
ハチ巣箱への散布禁止 (ミツバチ注意)		ミツバチの巣箱及びその周辺に 飛散するおそれがある場合には 使用しない。
施設内使用禁止		ハウス内や噴霧のこもりやすい 場所では使わない。

農業工業会「教えて！農薬Q&A」(http://www.jcpa.or.jp/qa/a5_18.html)より引用

熱中症予防対策

熱中症とは、高温多湿な環境の下、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称で、日本救急医学会熱中症診断ガイドライン（下表）では、重症度の程度によりⅠ度・Ⅱ度・Ⅲ度に分類されています。

日本救急医学会熱中症診断ガイドラインの分類

	症状		重症度
Ⅰ度 応急処置と見守り	めまい・失神 筋肉痛・筋肉の硬直 大量の発汗	体温を下げるために血液が急激に体表に集められるため脳への血液量が減ることにより生ずる。筋肉の痙攣は、筋肉が、ナトリウムを多く必要とすることによる。	小  大
Ⅱ度 医療機関へ	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感（熱疲労は、熱疲労）	脱水が進行して、さらに体に熱がこもってきた時に発生する。	
Ⅲ度 入院加療	意識障害・痙攣・手足の運動障害・高体温（熱射病、日射病）	体温が40℃を超えると体温調節中枢機能が麻痺し、発汗停止・皮膚の乾燥、意識障害が起きる。（意識レベルの低下、錯乱状態）	

熱中症による死傷者数は、平成29年において産業全体では544人（内死亡14人）、その中で農業に関するものについては、休業4日以上の中熱症災害は19人で3.5% 内死亡事件は2人で14.3%を占めています。

夏季においては、農業は、屋外での就労が多いことや、高温多湿のハウス内での作業もあることから熱中症が発生しやすくなる傾向にあります。

WBGT値（暑さ指数）

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数として、WBGT値があります。

WBGT値とは、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。

WBGT値が高ければ高いほど、熱中症になりやすくなります。

WBGT値については、黒球付きのWBGT測定器（JIS Z 8504又はJIS B 7922適合）で測定します。

黒球付きのWBGT測定器がない場合は、[環境省熱中症予防情報サイト](#)からWBGT予測値・実況値を確認する方法があります。

農作業と暑さ指数

WBGT値がWBGT基準値を超える（おそれがある）場所（高温多湿作業場所）では、熱中症にかかる可能性が高くなりますので、まず、WBGT値を作業中に測定するよう努めることが必要です。

次に測定したWBGT値を、下表のWBGT基準値と比較し、高温多湿作業場所には、次の対策を講じる必要があります。

- ① 「直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根」、「通風・冷房の設備」などにより、WBGT値の低減を図ること
- ② 高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けること
- ③ 高温多湿作業場所やその近隣に、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けるよう努めること
- ④ 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、高温多湿作業場所に、飲料水の備え付けなどを行うこと

身体作業強度	作業の例	暑さ指数 (WBGT) 基準値
安静	安静	33 (暑さに慣れていない人は32)
軽作業	・楽な座位、立位、軽い手作業（書く、簿記など） ・手及び腕の作業（点検、組み立てや軽い材料の区分け） ・腕と足の作業（普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作）	30 (暑さに慣れていない人は29)
中程度の作業	・トラクターや重機の操作、草むしり、果物や野菜を摘む ・軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする	28 (暑さに慣れていない人は26)
激しい作業	・シャベルを使う、草刈り、掘る、のこぎりをひく ・重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする	25 (暑さに慣れていない人は22)
極めて激しい作業	・激しくシャベルを使ったり掘ったりする、斧をふるう、階段を登る、走る	23 (暑さに慣れていない人は18)



日本工業規格Z8504（人間工学—WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境）附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に作成した。平成30年4月25日30生産第318号各行政機関の長・各団体の長あて農林水産省生産局技術普及課長「農作業中の熱中症対策について」

熱中症が疑われる場合には医療機関で診察を受けるのが基本です。



農業職場で腰痛を予防するには、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

特に、作業管理については、次のことが有効な対策となります。

① 自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行うこと。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行うこと。

② 作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業すること。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らすこと。

作業台や椅子は適切な高さに調整すること。

作業台は、ひじの曲げ角度がおおよそ90度になる高さとする。

③ 作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討し、腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせないこと。

④ 作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認すること。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにすること。

⑤ 休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、その時間には姿勢を変えるようにすること。

不自然な姿勢を取らざるをえない作業や反復作業などを行う場合には、他の作業と組み合わせるなど、できるだけ連続しないようにすること。



台車で運ぶ



腰を落として持ち上げる



荷を体に近づけて持つ



工夫して運ぶ



小分けして運ぶ

虫刺され予防対策

蜂刺症

夏場の農作業で留意すべきものに蜂刺されがあります。通常の作業で入らない草むらの除草時など巣に気が付かず蜂に刺される場合があります。

刺す蜂の中で怖いのはスズメバチとアシナガバチであり、特にスズメバチは攻撃性も強いです。

蜂に刺された場合アナフィラキシーショックにより危険な状態に陥ることもあります。

我が国における蜂刺されによる死亡者数は、平成29年で13名となっています。

日本における蜂刺されによる死亡者数

(単位：人)

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
蜂刺され死亡者数	24	14	23	19	13

出典：蜂刺され死亡者数は、人口動態統計（厚生労働省）

*スズメバチ、ジガバチ、アシナガバチとの接触

※蜂の攻撃の特徴は、巣に接近すると、警戒態勢をとり、威嚇し、巣に刺激を加えると、攻撃してくることで



アナフィラキシーショックの詳細

	全身性	呼吸器系	循環器系	消化器系	神経系	皮膚
自覚症状	・不安 ・無力感	・呼吸困難 ・しめつけ感	・動悸	・吐き気 ・腹痛 ・便意 ・尿意	・めまい ・しびれ ・耳鳴り	・全身の腫れ ・かゆみ
他覚症状	・冷汗	・くしゃみ ・ゼーゼーという呼吸音 ・呼吸困難	・血圧低下 ・脈が弱い ・脈が速い	・嘔吐 ・下痢 ・糞便、尿の失禁	・けいれん ・意識障害	・全身性のじんましん ・全体的に蒼白い

蜂に刺されたときには、次の処置を行う必要があります。

- ① 刺された現場から離れ、速やかに毒吸引器等で毒を絞り出すこと。
- ② 毒の回りを遅くするため、患部を冷水で冷やすこと。
- ③ 刺されたところに、抗ヒスタミン軟膏を塗ること。

抗ヒスタミン錠剤の処方を受けている人は、服用すること。

- ④ 発疹、咳、目がくらむなどの症状が出たら、速やかに医療機関に運ぶこと。
- ⑤ 患者を移送するときは、担架で救急車まで運ぶこと。自力歩行させたり、背負ったりしないこと。

マダニ媒介感染症

マダニに咬まれることで重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、つつが虫病、ライム病などに感染することがあります。

マダニの特徴などについては、次のとおりです。

① マダニの分布

マダニは室内にいるダニ（コナダニやヒョウヒダニなど）とは異なり、主に森林や草地などの屋外に生息しています。市街地周辺でも見られることがあり、日本では全国的に分布しています。畑での農作業、茂みでの草刈り時にはマダニにかまれる危険があります。

② マダニの活動時期

マダニは春から秋にかけて活動が活発になります。しかし、温暖な地域では、活動は鈍るものの、冬でもマダニは活動しているので、注意が必要です。

③ 予防の方法

マダニによる感染症を予防するためには、マダニに咬まれないことです。

草むらや山など、マダニが多く生息する場所に行く場合には、腕、足、首など肌の露出をできるだけ少なく、またマダニが入り込む隙間のない服装により作業すること。

マダニに咬まれたら

マダニ類の多くは、皮膚にしっかりと口器を突き刺し、長時間（数日から長いものでは10日間程度）吸血する。マダニに咬まれた直後は痛みもないため、自覚症状がなく、気づかないことが多いです。

しかし、咬まれて2～3日すると、吸血によりマダニのサイズが大きくなり、掻痒感、違和感、灼熱感、軽度の痛みなどが生じることがあります。

マダニが身体に付いていたら

マダニに咬まれていることに気づいたら、無理に引き抜こうとすると、マダニの一部が皮膚内に残ったり、虫体を潰してしまうことにより虫体内のウイルスや細菌を人体へ注入してしまう可能性があるため、医療機関（皮膚科又は外科）で処置してもらうこと。

マダニに咬まれた後は

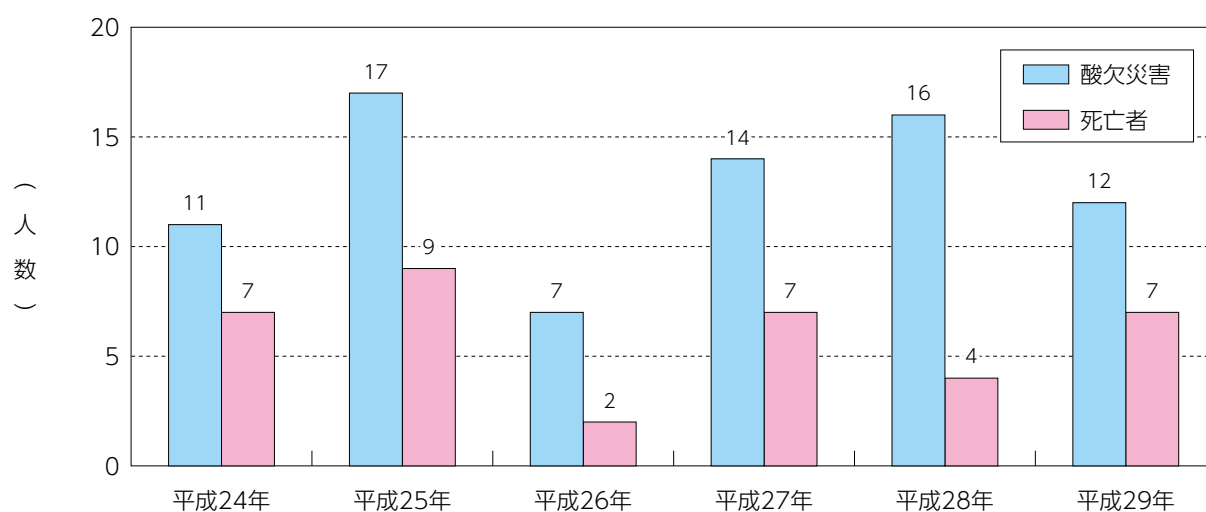
マダニに咬まれた場合は、3週間ほど、発熱や倦怠感、発疹、関節の痛み、腹痛や下痢等の症状がでないか、経過観察すること。もし、症状が出現した場合は、早めに医療機関を受診し、医師にマダニに咬まれたこと（いつ、どこで、体のどこの部分を等）を告げること。

参考：農林水産省農産部技術普及課長「農作業におけるダニ刺咬に関する留意事項について」平成25年2月25日付24生産第2933号

酸素欠乏症等災害の発生状況

毎年10数件の酸素欠乏症等災害（酸素欠乏症、硫化水素中毒）が発生し、死亡者も2名～9名発生しています。

酸素欠乏症等災害は致死率の非常に高い災害ですが、その原因は、酸素欠乏症に対する事業者及び労働者の酸欠災害に対する認識不足等であり、作業環境測定、換気、送気マスク等の呼吸用保護具の使用等の措置を適正に講ずれば発生を防ぐことができるものです。



酸欠等危険場所等

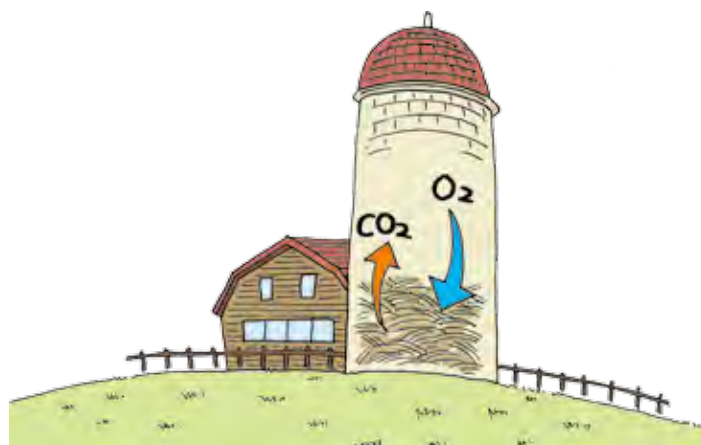
酸素欠乏等とは、空気中の酸素の濃度が18%未満又は空気中の硫化水素の濃度が100万分の10を超える状態をいいますが、農業分野で考えられる酸欠危険場所は、次のとおりです。

- ① 雨水等が滞留した又はしたことがある槽、暗渠等の内部
(地中の鉄の酸化や微生物による酸素消費による酸素欠乏の危険)



増殖した微生物の呼吸

- ② 穀類若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部（穀物等の呼吸による酸素消費）



牧草や飼料の呼吸

また、農業分野では、し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、槽、管、暗渠、マンホール、溝又はピットの内部において、腐敗・分解や硫酸還元菌により、硫化水素中毒が発生することが考えられます。



硫化水素発生

酸素欠乏症等災害の防止対策

- ① 酸素欠乏危険場所の事前確認
- ② 酸素欠乏作業主任者の選任
- ③ 酸素濃度・硫化水素濃度の測定
- ④ 酸欠作業に従事する作業員への特別教育の実施

※酸素欠乏危険場所における作業に係る業務に就かせる場合には、酸素欠乏等の発生の原因、症状、空気呼吸器等の使用の方法事故の場合の退避及び救急処置の方法等に係る特別教育の実施が必要です。

- ⑤ 換気
- ⑥ 保護具の使用
- ⑦ 応急措置
- ⑧ 二次災害の防止（救出時の空気呼吸器等の使用）
- ⑨ その他の対策

技能実習生とのコミュニケーションの重要性

① コミュニケーションの充実

- ・技能実習生とのコミュニケーションを図り、技能実習生の日本語能力や生活習慣の違いを踏まえ、無理のない作業計画の下で安全衛生対策を推進します。

② 安全衛生用語、安全衛生標識等の理解度の促進

- ・作業に係る安全衛生用語、安全衛生標識等については、技能実習生がその内容を的確に理解できるよう、技能実習生の母国語による記載や絵図を利用します。

③ 入国直後における安全衛生教育の重要性

- ・雇入れ時に労働災害事故が発生する傾向にあるので、作業に不慣れな技能習得段階における労働災害防止を図るため、雇入れ時の安全衛生教育が重要となります。
- ・日本での作業の経験が十分でないことから、作業指示を行う場合には、指示の内容が理解できるよう、作業の仕方を実演しながら、丁寧に説明します。

④ 日々の安全衛生活動の実践

- ・日本での作業経験をある程度積み、作業に慣れた場合でも、日々の安全衛生活動（4S、TBM、KYK）を実践します。

⑤ 緊急対応の発生時

- ・普段から日本語能力の向上を図るとともに、緊急時に発する危険や禁止の日本語を十分理解されるよう教育します。
- ・事故が発生した場合には、大声で周囲に知らせるとともに、冷静に決められた行動をするよう日常的に指示します。
- ・緊急時の対応、関係先への連絡方法（連絡先の掲示板の設置等）等がいつでもできるよう説明します。

⑥ GAP認証への取組

- ・日本では農業において、持続可能な食品安全、環境保全、労働安全衛生の確保のため、GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）認証の取得に取り組んでいることを説明します。

外国人技能実習生は、安衛法に基づいて健康診断を実施しなければなりません。

一般健康診断

外国人技能実習生を雇い入れる時、法令で定められた項目（下記事項）について健康診断を行わなければなりません。（安衛則第43条）

雇入時健康診断の項目は次の①～⑪です。

- ① 既往症及び業務歴
- ② 自覚症状及び他覚症状
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力
- ④ 胸部エックス線検査
- ⑤ 血圧
- ⑥ 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTPの検査）
- ⑧ 血中脂質検査
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の検査）
- ⑪ 心電図検査



雇入時の健康診断は、労働者の適正配置と入職後の健康管理に資するものですが、最近の結核感染者の中で、外国出生の若年層が多くを占めるという現状から胸部エックス線検査を含む雇入時の健康診断を実施するに当たり結核の罹患についても念頭に置いて行うべきです。

（平成30年6月5日付健感発0605第1号厚生労働省健康局結核感染課「技能実習生」に対する健康診断について）

＜職場における感染症対策（結核）結核患者が発生した場合の対応＞

結核への対応は、感染症法に基づいて実施されます。医療機関等を除く通常の事業場では、結核患者が発生した場合に、潜在的結核感染者や結核患者を早期発見して対応することを主な目的とする接触者健診が基本となります。

基本的な対応は、保健所の指示に基づくこととなりますが、事業者としては、接触者の把握、従業員への説明、定期健康診断未受診者の受診勧奨、接触者健診の確実な実施が主な役割となります。

定期健康診断

常時使用する労働者に対し1年以内毎に1回、定期的に、法令で定められた項目について健康診断を行う必要があります。(安衛則第44条)

定期健康診断の項目は次の①～⑪です。

- ① 既往症及び業務歴
- ② 自覚症状及び他覚症状
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧
- ⑥ 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTPの検査）
- ⑧ 血中脂質検査
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の検査）
- ⑪ 心電図検査

本部・地方事務所の所在地

事務所名	〒	所在地	電話
本部	108-0075	東京都港区港南 1 - 6 - 31 品川東急ビル 8 階	03-6712-1523 (代表)
札幌事務所	060-0034	北海道札幌市中央区北 4 条東 2 - 8 - 2 マルイト北 4 条ビル 5 階	011-596-6470 (代表)
仙台事務所	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 2 - 4 - 1 仙台興和ビル12階	022-399-6326 (代表)
東京事務所	108-8203	東京都港区港南 1 - 6 - 31 品川東急ビル 8 階	03-6433-9211 (代表)
水戸支所	310-0062	茨城県水戸市大町 1 - 2 - 40 朝日生命水戸ビル 3 階	029-350-8852 (代表)
長野支所	380-0825	長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル 6 階	026-217-3556 (代表)
名古屋事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4 - 15 - 32 日建・住生ビル 5 階	052-684-8402 (代表)
富山支所	930-0004	富山県富山市桜橋通り 5 - 13 富山興銀ビル12階	076-471-8564 (代表)
大阪事務所	541-0043	大阪府大阪市中央区高麗橋 4 - 2 - 16 大阪朝日生命館 3 階	06-6210-3351 (代表)
広島事務所	730-0051	広島県広島市中区大手町 3 - 1 - 9 鯉城広島サンケイビル 3 階	082-207-3123 (代表)
高松事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2 - 2 - 10 高松寿町プライムビル 7 階	087-802-5850 (代表)
松山支所	790-0003	愛媛県松山市三番町 7 - 1 - 21 ジブラルタ生命松山ビル 2 階	089-909-4110 (代表)
福岡事務所	812-0029	福岡県福岡市博多区古門戸町 1 - 1 日刊工業新聞社西部支社ビル 7 階	092-710-4070 (代表)
熊本支所	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町 1 - 7 MY熊本ビル 2 階	096-223-5372 (代表)

技能実習生安全衛生対策マニュアル＜農業職種＞

2019年 2 月 発行

編集・発行 外国人技能実習機構

〒108-0075 東京都港区港南 1 - 6 - 31 品川東急ビル 8 階

電話 03-6712-1523 ホームページ <http://www.otit.go.jp/>

技能実習生安全衛生対策マニュアル<農業職種>の正誤及び誤解を招きやすい事項について、次のとおり修正の上、ご活用願います。

記載頁	修正前	修正後	修正理由
3 頁	(文字) ○一旦帰国（1 か月以上）	(文字) ○一旦帰国（1 か月以上） <u>なお、技能実習 3 号に移行する際の 1 か月以上の帰国については、令和元年 9 月 6 日以降、技能実習 3 号の 1 年目の期間中に 1 か月以上 1 年未満の一時帰国を選択して技能実習計画を作成することも認められることになりました。</u>	制度改正に伴う修正。
8 頁	(文字) 収穫機を用いて収穫作業を行っていた実習生が、付着した根草を除去しようと、収穫機の回転部分に手を入れたところ、 <u>右手指</u> を巻き込まれ負傷した。	(文字) 収穫機を用いて収穫作業を行っていた実習生が、付着した根草を除去しようと、収穫機の回転部分に手を入れたところ、 <u>手指</u> を巻き込まれ負傷した。	イラストは左手となっており、事例記載と異なっているため、「右」の記載を削除。
9 頁	(イラスト) 人の手が <u>肌色</u> であり、手袋の着用なく素手で作業しているように見える。	(イラスト) 人の手は <u>手袋</u> を着用している。	事例記載では「手袋」が巻き込まれたとなっているが、イラストは素手に見えるため。
11 頁	(文字)	(文字)	技術講習ではなく、技能講習が正しい名称

	10 免許を受けたり、 <u>技術講習</u> を修了することが必要な業務に、無資格のままです 従事させていませんか。	10 免許を受けたり、 <u>技能講習</u> を修了することが必要な業務に、無資格のままです 従事させていませんか。	であるため。
15 頁	(文字) 【フォークリフト運転】 最大荷重が1トン以上の <u>ショベルローダー又はフォークローダー</u> の運転の業務	(文字) 【フォークリフト運転】 最大荷重が1トン以上の <u>フォークリフト</u> の運転の業務	記載内容が【ショベルローダー等運転】と同じ内容になっているため。
15 頁	(文字) 【車両系建設機械（整地等）運転】 ※ <u>技能講習機体重量</u> 3トン以上の・・・	(文字) 【車両系建設機械（整地等）運転】 ※ <u>機体重量</u> 3トン以上の・・・	誤記を修正。
17 頁	(イラスト) ボタンやチャックはきちんとしめる（袖口や裾が閉まった服装）。腕（袖）まくりはしない。	(イラスト) ボタンやチャックはきちんとしめる（袖口や裾が閉まった服装）。腕（袖）まくりはしない。 <u>なお、袖口のボタンを占めても余裕が大きい（ヒラヒラする）場合には、ゴム付き腕用保護カバーをする。</u>	袖に関する説明を追記。
18 頁	(文字) 【保護めがね（ゴーグル）】 切削屑等の飛来、溶接作業における強烈な光線など目を守るため、保護具を着用します。	(文字) 【保護めがね（ゴーグル）】 切削屑等の飛来、溶接作業における強烈な光線など目を守るため、保護具を着用します。 <u>また、農薬散布作業を行う際も保護具を着用します。</u>	農薬散布作業を追記。

18 頁	(文字) 【防じんマスク・防毒マスク】 粉塵が <u>待</u> っている作業場所では「防じんマスク」を、酸欠場所では「送気マスク」を使用します。	(文字) 【防じんマスク・防毒マスク】 粉塵が <u>舞</u> っている作業場所では「防じんマスク」を、酸欠場所では「送気マスク」を使用します。 <u>また、農薬散布作業では防毒マスクまたは活性炭入り簡易マスク等を使用します。</u>	誤記を修正。 また、農薬散布作業を追記。
21 頁	(文字) ・長い物を立てかける時は、ひも等で倒れないように固定すること。	(文字) ・長い物を立てかける時は、ひも等で <u>束ね、倒れないように壁に固定</u> すること。	誤記を修正。
22 頁	(文字) スコップなどは壁に吊る。または、壁に固定して置くこと。	(文字) スコップ (<u>シャベル、シヨベル</u>) などは壁に吊る。または、壁に固定して置くこと。	シャベル、シヨベルを追記。
23 頁	(イラスト) <u>手袋</u> ヨシ！ <u>熱中症対策</u> ヨシ！	(イラスト) <u>履物</u> ヨシ！ <u>保護帽</u> ヨシ！	誤記を修正。
31 頁	(文字) ④作業中 <u>常用型</u> トラクター・農用運搬車の死亡事故で圧倒的に多いのは、機械の転落・転倒により下敷きになることです。	(文字) ④作業中 <u>乗用型</u> トラクター・農用運搬車の死亡事故で圧倒的に多いのは、機械の転落・転倒により下敷きになることです。	誤記を修正。
31 頁	(文字)	(文字)	運転免許、ナンバープレートについて追記。

	道路上での自動車との事故もみられません。 ○自動車との大きな速度差を意識し、特に右折時に注意すること ○交通量の多いところは避けること ○公道を走行する場合は、運転免許が必要であること ○ナンバープレートのない車輛は公道を走行できないこと	道路上での自動車との事故もみられません。 ○自動車との大きな速度差を意識し、特に右折時に注意すること ○交通量の多いところは避けること ○公道を走行する場合は、運転免許が必要であること ○ナンバープレートのない車輛は公道を走行できないこと	
32 頁	(文字) ※生石灰(CaO <u>水酸化カルシウム</u>)は、・・	(文字) ※生石灰 (CaO <u>酸化カルシウム</u>) は、・・	誤記を修正。